

鳴門市交通安全対策会議委員

会長：鳴門市長

委員：国土交通省四国運輸局徳島運輸支局長

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所徳島国道出張所長

厚生労働省徳島労働局鳴門労働基準監督署長

徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門担当副局長

徳島県鳴門警察署長

徳島県鳴門警察署交通課長

鳴門市副市長

鳴門市教育長

鳴門市政策監

鳴門市事業統括監

鳴門市市民生活部長

鳴門市健康福祉部長

鳴門市都市建設部長

鳴門市産業振興部長

鳴門市消防本部消防長

鳴門市都市建設部土木課長

鳴門市健康福祉部長寿介護課長

鳴門市附属機関設置条例（平成２５年３月２７日公布）

（附属機関の設置等）

第２条 別表執行機関の欄に掲げる本市の執行機関の附属機関として、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

２ 附属機関の担任する事務は、別表担任事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織等）

第３条 附属機関の委員の定数、構成及び任期は、別表組織及び構成欄に掲げるとおりとする。

２ 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、必要に応じ部会又は分科会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

別表（第２条、第３条関係）

執行機関	附属機関	担任事務	組織及び構成		
			委員定数	構成	任期
市長	鳴門市交通安全対策会議	次に掲げる事務を行うこと。 (1)鳴門市交通安全計画を策定し、及びその実施を推進すること。 (2)市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。	(委員) 21人以内	(1)市長 (2)指定地方行政機関の職員 (3)徳島県の職員 (4)徳島県警察の警察官 (5)市長が市の職員のうちから指名する者 (6)教育長 (7)消防長 (8)その他市長が必要と認める者	2年
			(特別委員) なし	本州四国連絡高速道路株式会社、四国旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関のうちから市長が任命する者	特別の事項に関する審議が終了するまで